

南部地区水道施設機械警備業務委託仕様書

警備業務委託仕様書

この仕様書は、佐野市水道事業（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）に委託する警備業務に関し必要事項を定めるものとする。

1 業務委託名

南部地区水道施設機械警備業務委託

2 警備対象箇所

①	大橋浄水場	佐野市大橋町 1 1 6 5 番地
②	大橋 2 号水源地	佐野市大橋町 1 1 1 9 番地 2
③	大橋 3 号水源地	佐野市大橋町 2 0 4 2 番地 4
④	菊川浄水場	佐野市堀米町 3 8 4 2 番地
⑤	上川原水源地	佐野市大橋町 9 8 7 番地 3
⑥	菊川西水源地	佐野市堀米町 3 2 4 8 番地
⑦	小中水源地	佐野市小中町 1 8 7 0 番地 1
⑧	堀米配水場	佐野市堀米町 6 4 8 番地 2
⑨	上羽田浄水場	佐野市上羽田町 5 6 1 番地
⑩	市の沢浄水場	佐野市赤見町 2 7 3 番地 1
⑪	石塚浄水場	佐野市石塚町 5 6 8 番地
⑫	石塚第 3 水源地	佐野市石塚町 5 6 8 番地 6 3 外 1
⑬	石塚第 4 水源地	佐野市石塚町 2 4 6 6 番地

※別紙「業務委託する施設位置図」参照

各施設の平面図については、入札参加資格確認申請書を提出した者にのみ閲覧公開をする。

3 履行期間

令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで（長期継続契約）

4 業務に関する基本事項

- (1) 業務の処理方法は別紙「警備委託実施要領」により実施するものとする。
- (2) 常に細心の注意をもって業務を実施すること。
- (3) 業務の実施に伴い知り得ることのできる秘密事項を一切漏らさないこと。
- (4) 関係法令の遵守
 - ①警備業法
 - ②水道法
 - ③労働基準法

④労働安全衛生法

⑤その他業務に関する法令等

(5) 警備報告書は毎月7日までに提出すること。

(6) 支払いについては月毎の請求とする。

警備委託実施要領

1 業務委託名

南部地区水道施設機械警備業務委託

2 目的

警備業務委託の本契約に基づき、本業務が円滑に行われるように、佐野市水道事業（以下「甲」という。）の施設の警備について以下のとおり実施要領を定める。

3 警備の方法

(1) 警備方法

受託者（以下「乙」という。）は東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）の一般電話回線を利用した自動警報装置（侵入、入退館）を使用する機械警備方式により警備を行うものとする。但し、大橋浄水場・菊川浄水場・石塚浄水場については、火災警戒の機械警備も併せて実施する事。

尚、菊川浄水場については、機械警備と1週2回の不定時間に行う機動巡回警備との併用とする。

(2) 各施設の機械警備施設方式

- | | |
|---------------------|--|
| ① 大橋浄水場
(水道庁舎含む) | 赤外線センサー方式（外周）
パッシブセンサー方式（旧庁舎及び現在建設中の新庁舎）
マグネットセンサー方式（次亜室、紫外線照射棟）
※施設常駐者が警備ブロック毎にコントロールができるものである事。 |
| ② 大橋2号水源地 | 赤外線センサー方式（外周） |
| ③ 大橋3号水源地 | 赤外線センサー方式（井戸） |
| ④ 菊川浄水場 | 赤外線センサー方式（外周）
パッシブセンサー方式（送水ポンプ棟、配水ポンプ棟）
マグネットセンサー方式（送水ポンプ棟） |
| ⑤ 上川原水源地 | 赤外線センサー方式（外周） |
| ⑥ 菊川西水源地 | 赤外線センサー方式（外周） |
| ⑦ 小中水源地 | 赤外線センサー方式（外周） |
| ⑧ 堀米配水場 | 赤外線センサー方式（外周） |
| ⑨ 上羽田浄水場 | 赤外線センサー方式（外周）
パッシブセンサー方式（ポンプ室、電気室） |
| ⑩ 市の沢浄水場 | 赤外線センサー方式（外周）
パッシブセンサー方式（ポンプ棟、発電機棟） |

- ⑪ 石塚浄水場 赤外線センサー方式 (外周)
- ⑫ 石塚第3水源地 赤外線センサー方式 (外周)
- ⑬ 石塚第4水源地 赤外線センサー方式 (外周)

4 警備実施時間等

- (1) 警備時間は原則として、24時間365日の通年とする。(但し、警備装置作動解除されている時を除く。)
- (2) 警備装置作動開始(セット)の信号を受けたときに始まり、警備装置作動解除(リセット)の信号を受けたときに終了する。

5 警備任務は次のとおりとする。

機械警備設備により警備対象物件に異常事態が発生したことを確認したときは、乙は直ちに(25分以内)乙の警備員等を現場に急行させると同時に、関係先へ連絡をし、事態の拡大防止にあたる。

6 異常事態発生時の措置

- (1) 火災、その他非常事態に対して事前に予知されるものについては、甲乙協議の上これに対処する。
- (2) 緊急事態に直面した場合、乙の警備員等は、実情に応じた的確なる判断のもとに臨機応変の措置をとり、直ちに関係先への通報及び連絡をし、災害を最小限に防止するように努めなければならない。

7 委託業務に係る機器の設置及び費用負担

- ・ 乙は、契約後(4月下旬開札予定)速やかに機械警備等に必要な機器を設置し、履行期間開始日までに機械警備等に必要な機器を設置できない場合は、設置が完了するまでの間、警備員を配置(常駐)し対応すること。この際に要する費用は乙の負担とする。
- ・ 機械警備等に必要な機器の設置、撤去の費用は、乙の負担とする。但し、甲の都合による機器の移設、増設等については、甲乙協議し別途定める。
- ・ 本業務に必要な東日本電信電話株式会社の一般回線及び電源は甲が提供する。

8 機械警備設備の保守点検

設置されている機械警備設備の機能について、乙は必要に応じて適宜点検を実施し、その都度結果を甲に提出する。

9 甲の連絡先については、次のとおりとする。

- ・ 甲は、乙に対して予め緊急連絡先の名簿を提出する。
- ・ 緊急連絡先に変更が生じた場合は、遅滞なく通知する。

10 甲への報告

- ・ 乙の警備員等が待機している場所、待機場所から警備対象箇所までの距離及び時間について、本業務を開始するまでに甲へ報告しなければならない。
- ・ 乙は、機械警備業務報告書を毎月 1 回、翌月の 7 日までに提出しなければならない。

11 鍵の預託

警備実施に必要な鍵等は、甲乙相互に預託し、それぞれが厳重な取扱い及び保管をするものとする。

12 損害賠償

乙は、委託業務の実施に際して、乙の責めに帰すべき理由により、甲または甲の職員及び第三者に対し、身体上または財産上の損害を与えた場合は、客観的に証明された損害額に基づき、1 事故につき 10 億円を限度とする責を負うものとする。

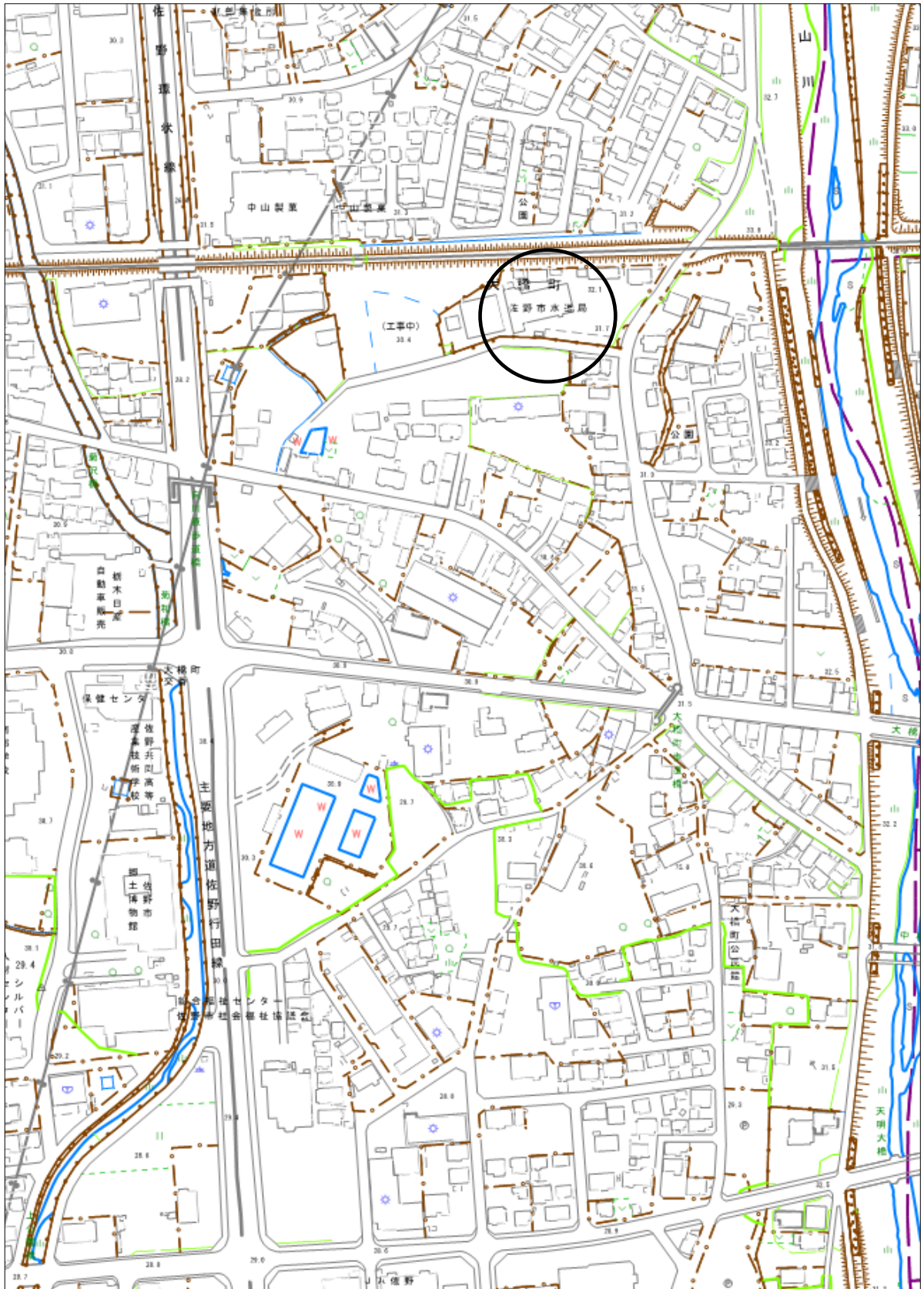
13 その他

この要領に定めのない特別な事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

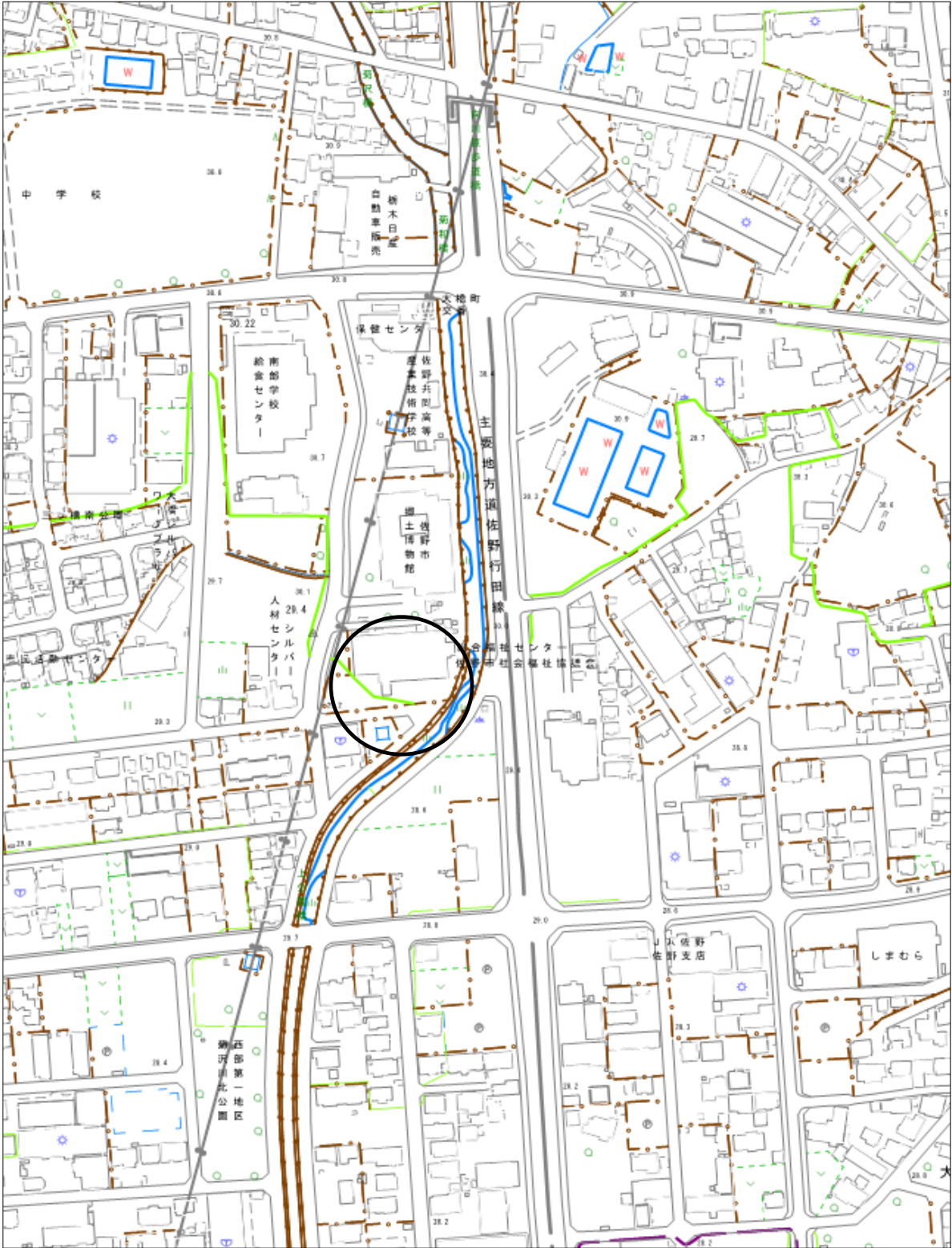
業務委託する施設位置図



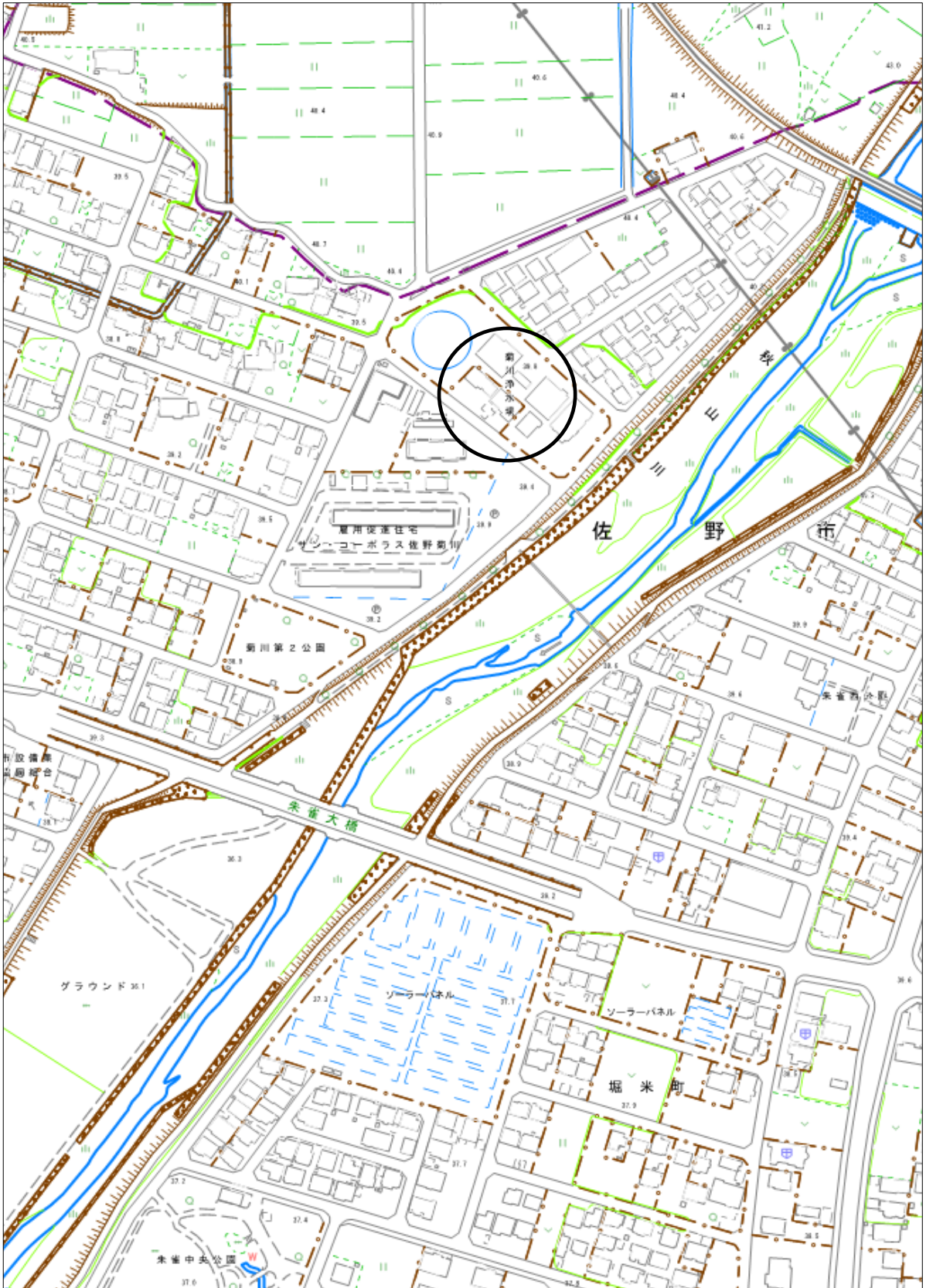
大橋浄水場案内図 s = 1/3000



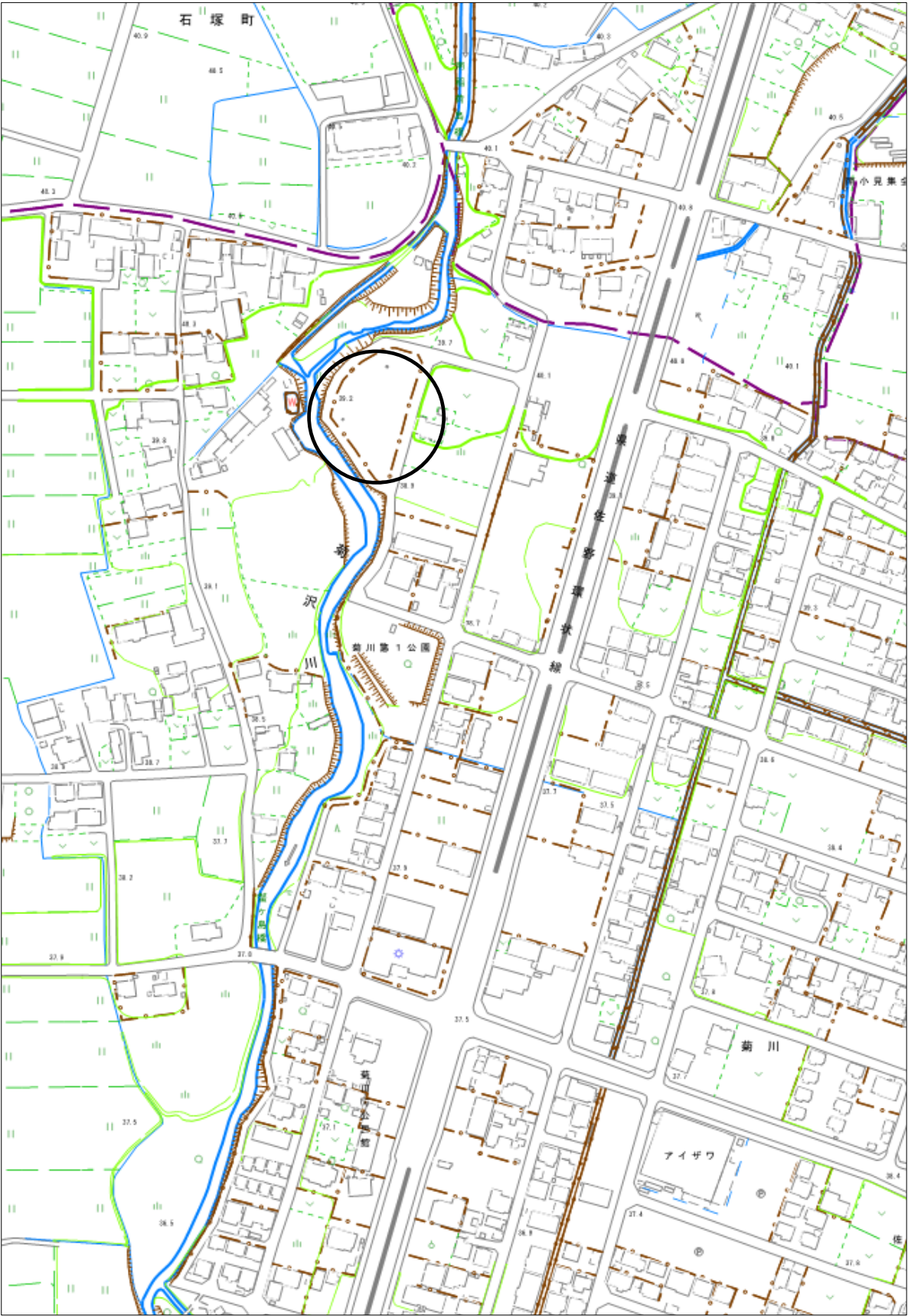
大橋3号水源池案内図 s = 1/3000



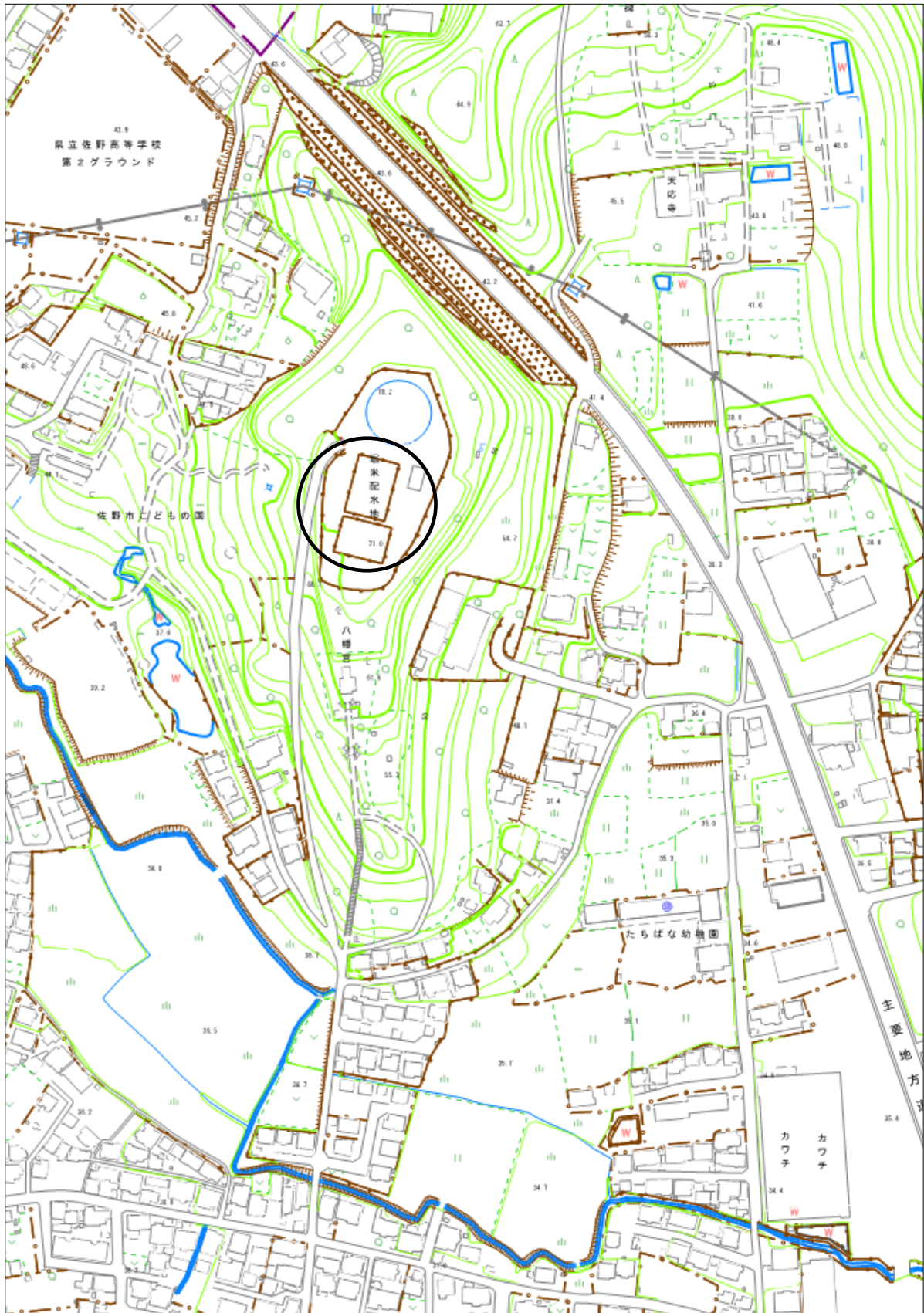
菊川浄水場案内図 s = 1/3000



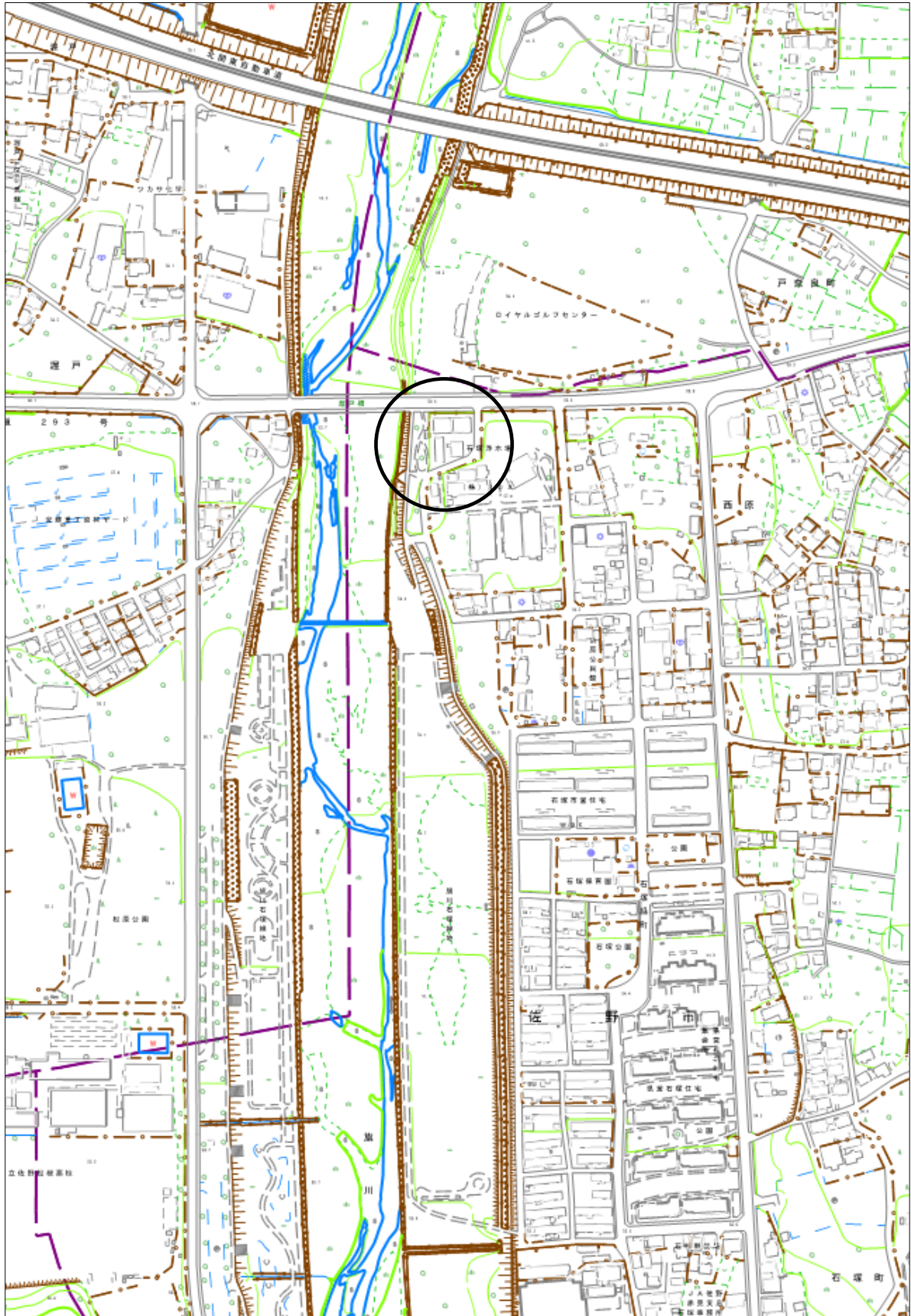
菊川西水源池案内図 s = 1/3000



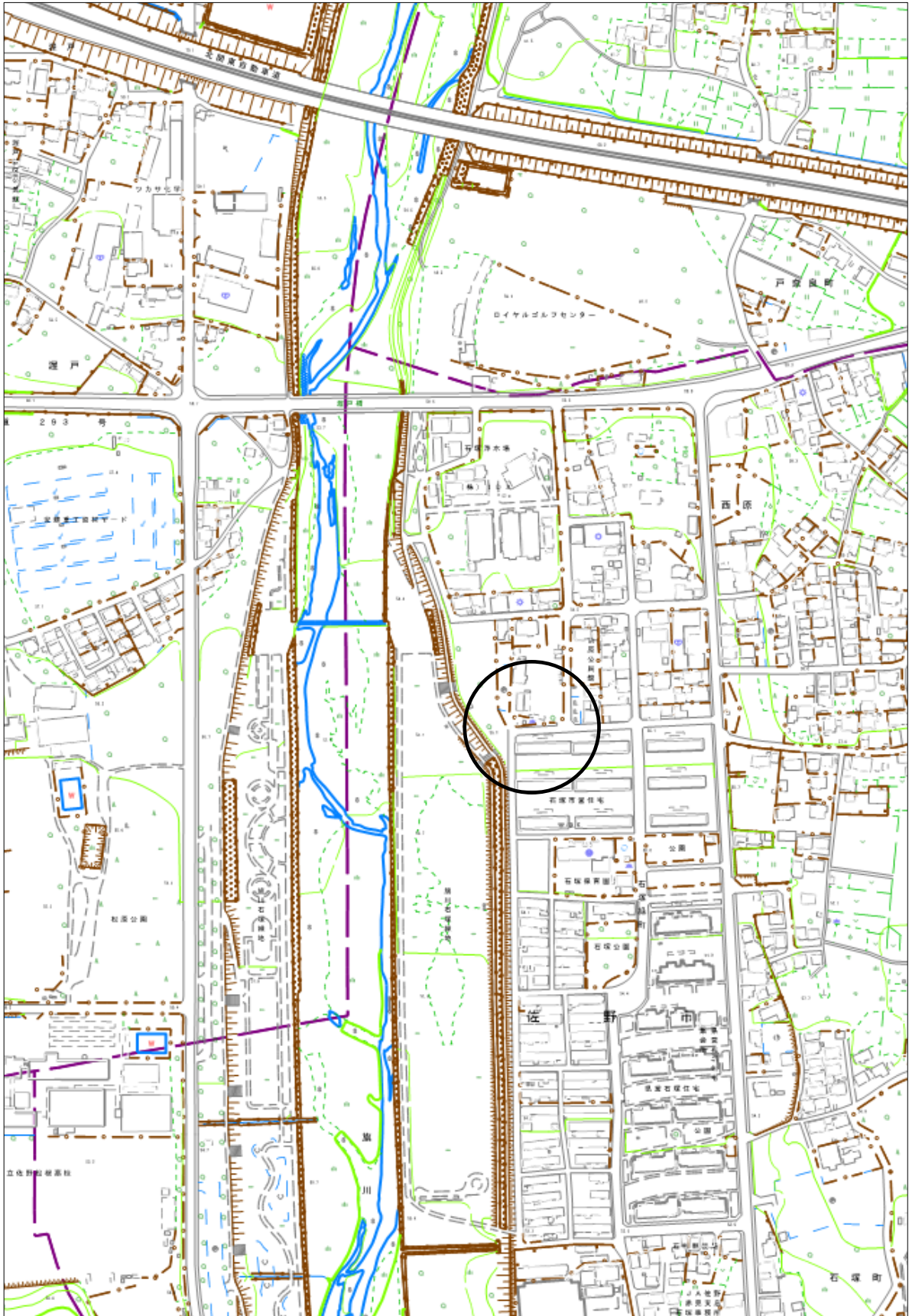
堀米配水場案内図 s = 1/3000



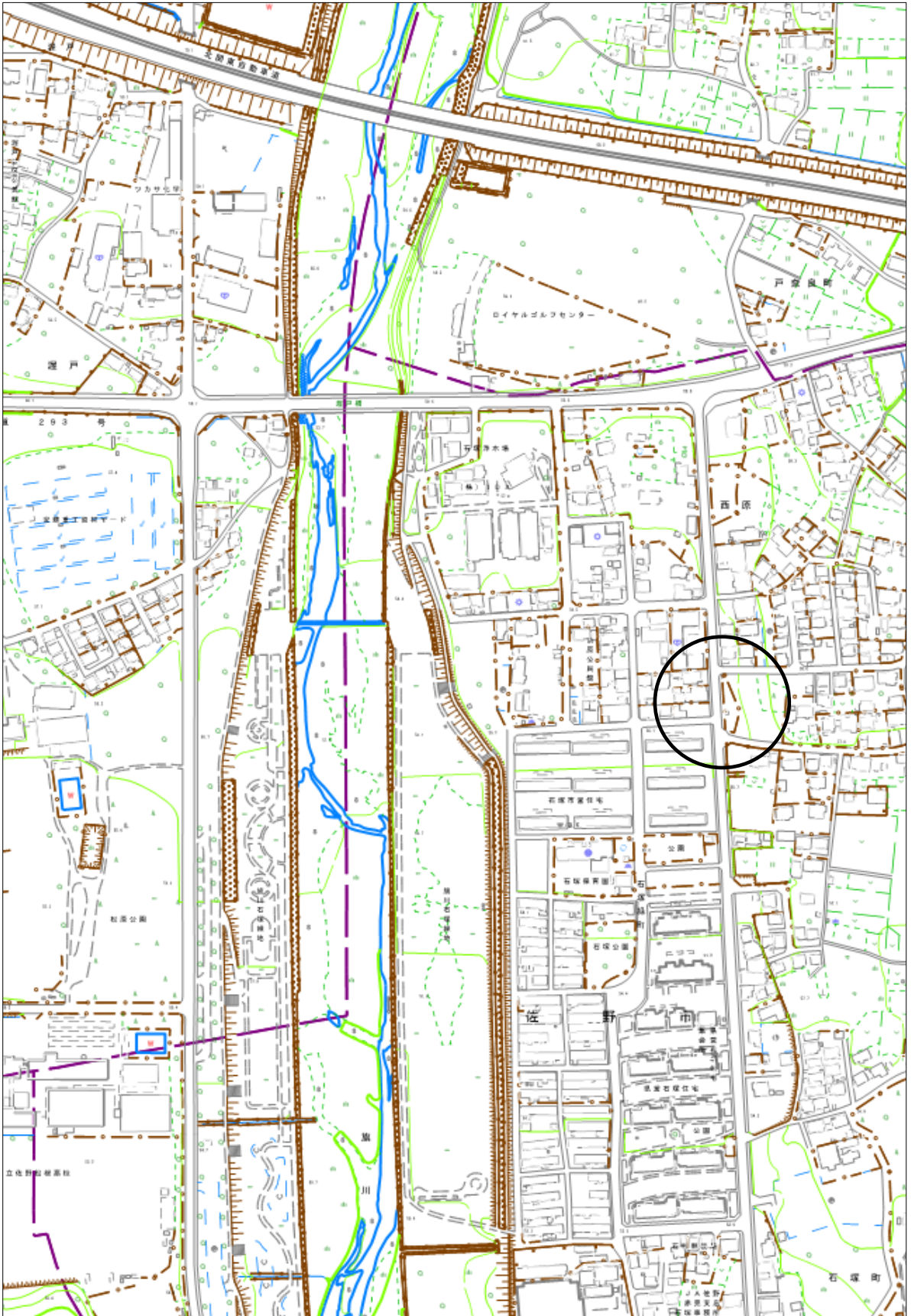
石塚浄水場案内図 s = 1/3000



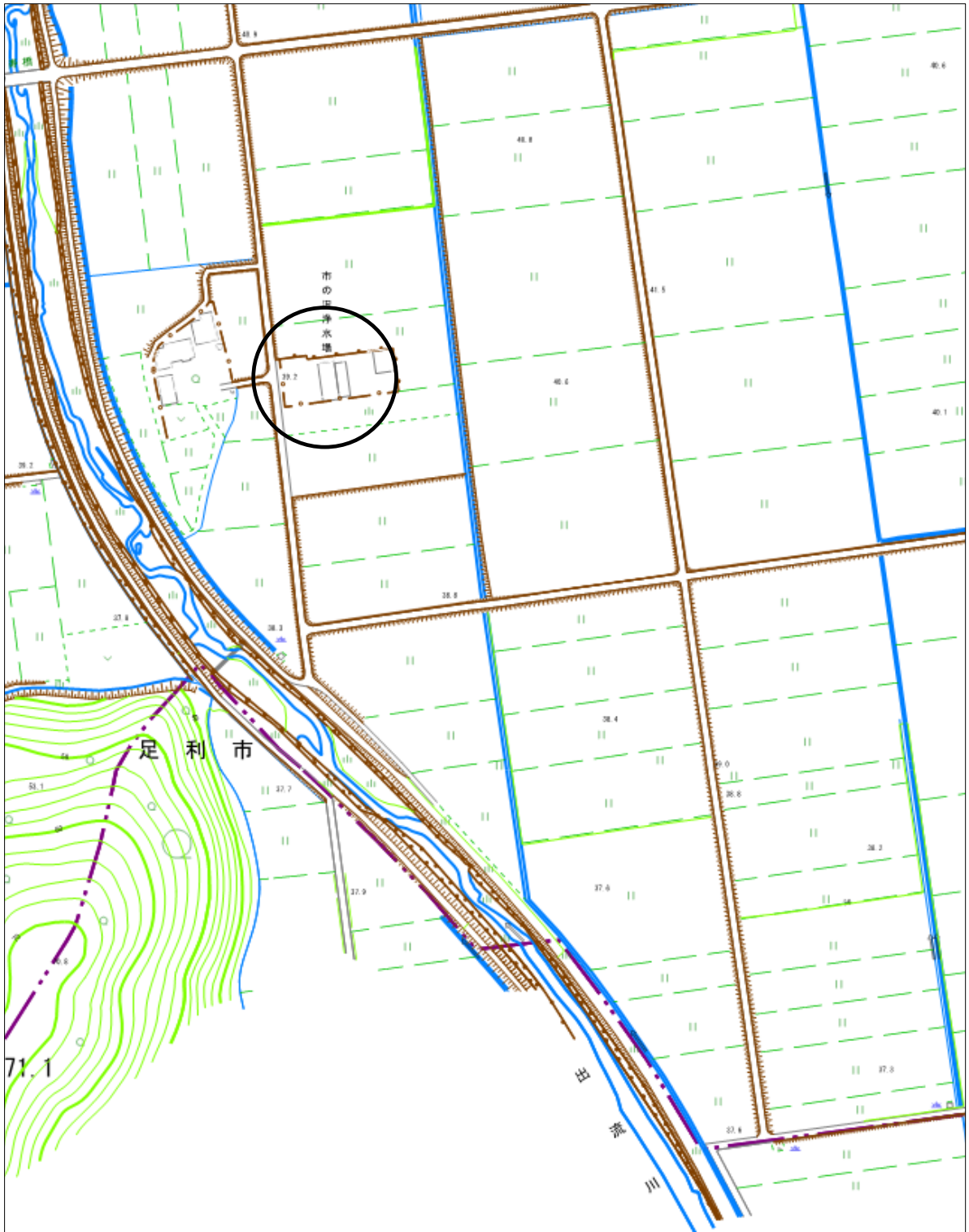
石塚第3水源池案内図 s = 1/3000



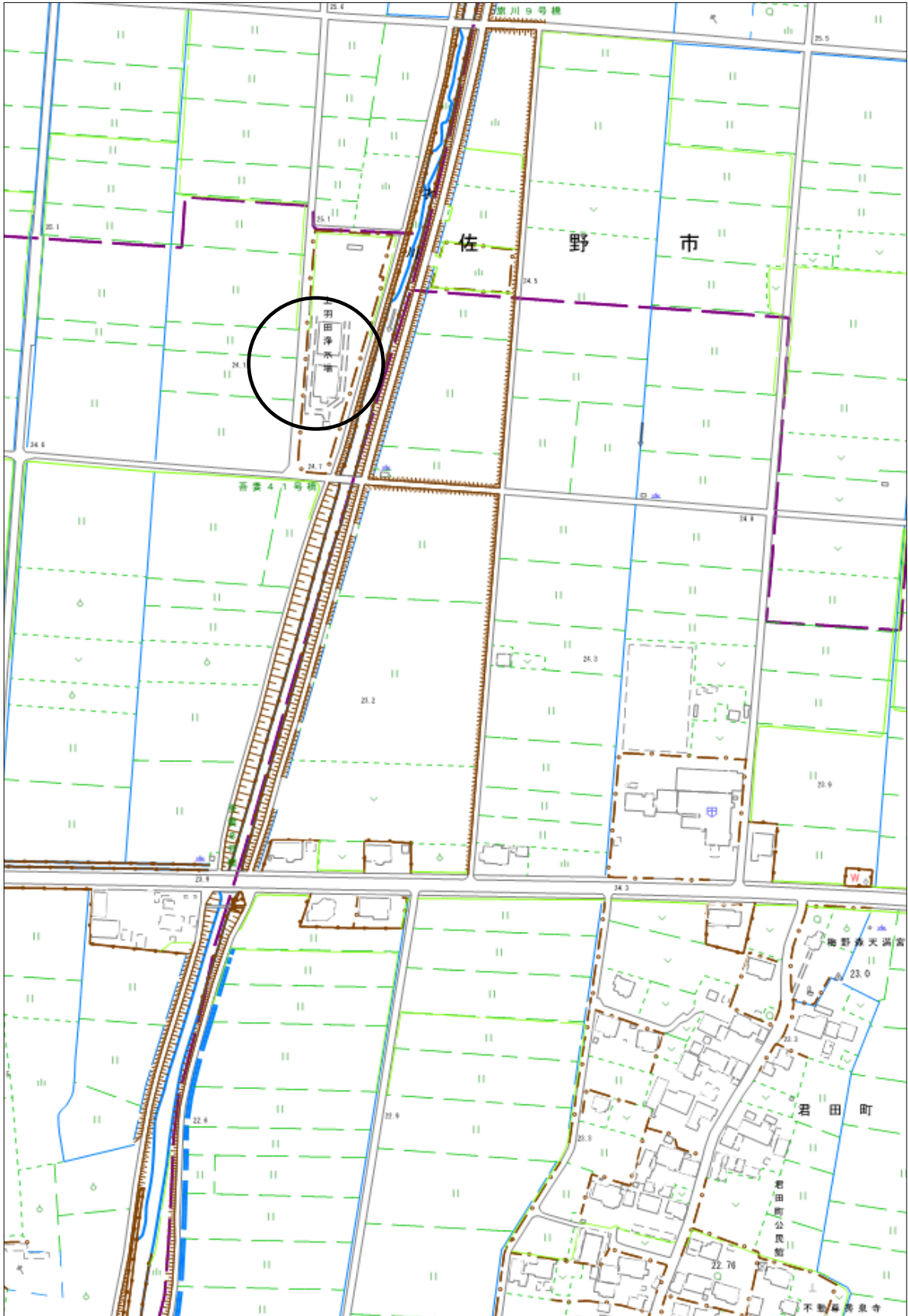
石塚第4水源池案内図 s = 1/3000



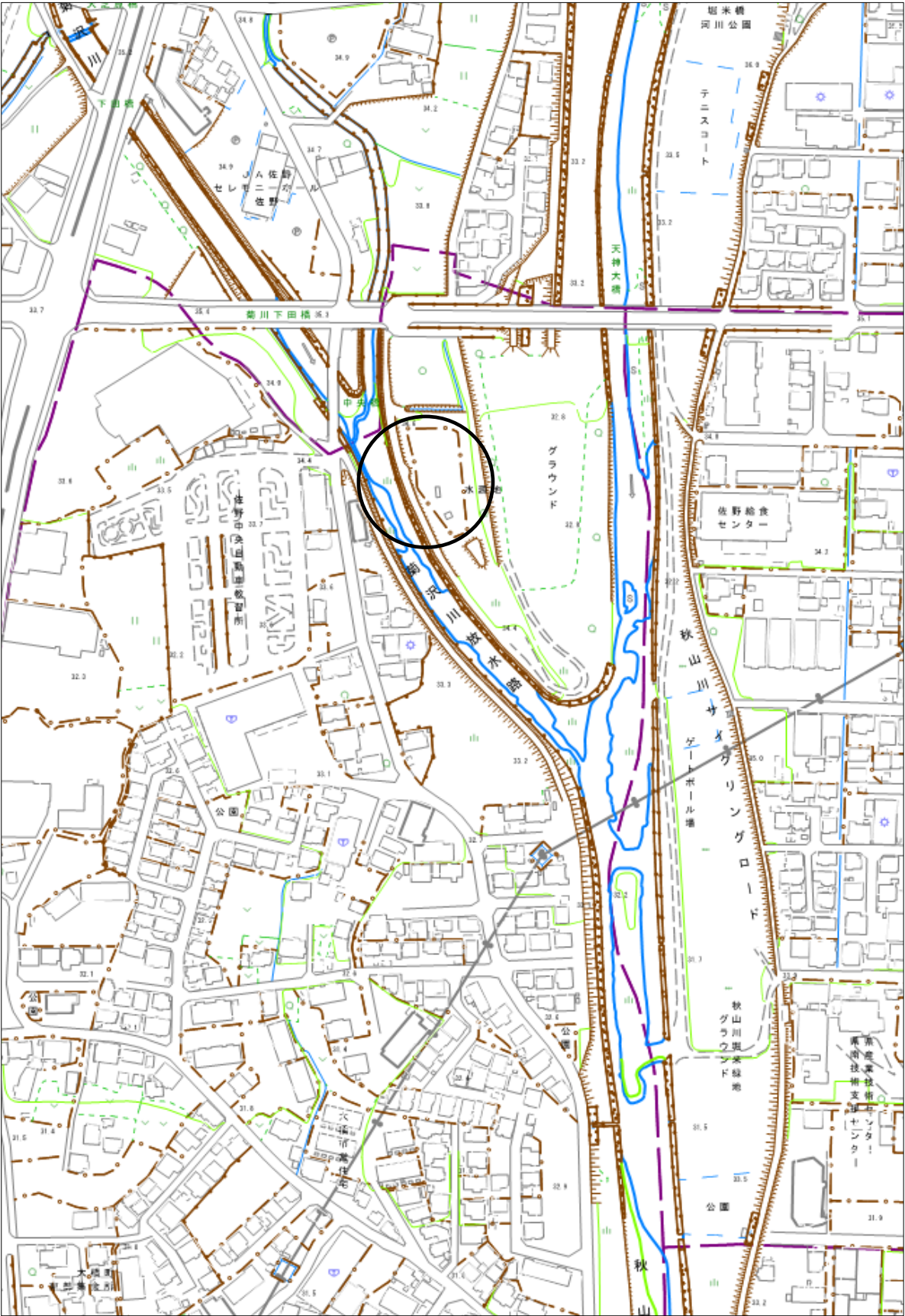
市の沢浄水場案内図 $s = 1/3000$



上羽田浄水場案内図 s = 1/3000



上川原水源池案内図 s = 1/3000



小中水源池案内図 s = 1/3000

